

## 男女共同参画パネル展・図書展及びパープルライトアップを実施します

11月は茨城県男女共同参画推進月間です。(※1)

また、月間中の11月12日～25日は、内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間(※2)と定められています。このため、男女共同参画パネル展・図書展及び女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだパープルライトアップ(※3)を、下記のとおり実施しますので、ぜひ取材をお願いいたします。

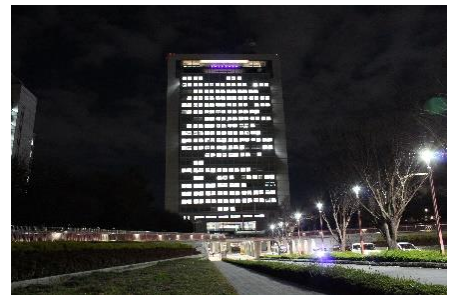
### 記

#### 【県庁舎 25 階南側展望ロビー】

##### 男女共同参画パネル展&パープルライトアップ

期間：令和4年11月11日(金)～25日(金)

☆点灯時間：各日 17時00分～22時00分



R3年度県庁舎でのパープルライトアップ

#### 【県立図書館ギャラリー】

##### 男女共同参画パネル展・図書展

期間：令和4年10月26日(水)～11月22日(火)



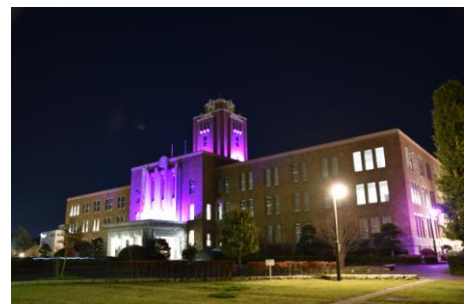
R4年度県立図書館でのパネル展・図書展

#### 【県三の丸庁舎】

##### パープルライトアップ

期間：令和4年11月12日(土)～25日(金)

☆点灯時間：各日 17時00分～22時00分



R3年度県三の丸庁舎でのパープルライトアップ

- (※1) 茨城県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、平成13年から毎年11月を推進月間に定めています。
- (※2) 内閣府等では、配偶者等からの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるとして、地方公共団体や団体が連携、協力し、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的に、毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。
- (※3) パープルライトアップは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで実施するもので、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

#### 【参考：暴力に関する県内の相談窓口】

- ・ 茨城県女性相談センター（茨城県配偶者暴力相談支援センター）  
電話番号 029-221-4166  
受付時間 月～金 9:00～21:00、土日祝 9:00～17:00（年末年始除く）
- ・ 茨城県警察本部 女性専用相談電話（女性安心パートナー）  
電話番号 029-301-8107  
受付時間 24時間（女性警察官が対応）